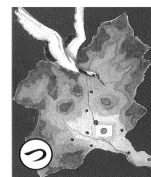




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月20日(火) 号外(第4号)

目次

ページ

選挙管理委員会告示

- 群馬県議会議員補欠選挙の事由の発生 2
- 群馬県議会議員補欠選挙(みどり市選挙区)における選挙人名簿登録の基準日 2

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、次のとおり群馬県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成30年3月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

群馬県議会議員氏名	須藤昭男
同議員辞職年月日	平成30年3月20日
補欠選挙を行う選挙区	みどり市選挙区

◎群馬県選挙管理委員会告示第25号

平成30年4月15日執行予定の群馬県議会議員補欠選挙(みどり市選挙区)における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を平成30年4月5日とする。ただし、年齢要件については、同月15日とする。

平成30年3月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平